

「避難指示・緊急安全確保の発令の場合」に対する質問と回答

「3. 避難指示・緊急安全確保の発令の場合

各地区（六甲台地区、楠地区、名谷地区、深江地区）の所在地に市町村等から避難指示・緊急安全確保が発令された場合、当該地区で当日のその後に開始する全ての授業（定期試験を含む）を休講とする。ただし、午前 6 時までには避難指示・緊急安全確保が解除された場合は、1 時限目の授業から実施する。」

質問 1 「所在地」とは何を指すのか？

→大学のある住所を指します。例えば六甲台地区においては、「灘区六甲台町 1-1」・「神戸市灘区六甲台町 2-1」・「神戸市灘区鶴甲 1 丁目 2-1」・「神戸市灘区鶴甲 3 丁目 11」が該当し、それらのいずれかの住所が避難指示・緊急安全確保の範囲に入った場合、六甲台地区全体が休講になります。

質問 2 例えば、鶴甲第 2 キャンパスのみに避難指示が発令された場合、六甲台第 1 キャンパスの授業も休講になるのか？

→はい、そうです。六甲台地区全体で休講になります。理由としては、高度教養科目等、学生がキャンパス間を移動する授業が多数開講されているため、学生の安全を確保する必要があるからです。

質問 3 例えば、避難指示が 9 時 55 分に解除された場合、午後からの授業は開講するのか？

→いいえ。午前 6 時の時点で避難指示・緊急安全確保が発令されている場合、当日その後に開始する全ての授業は休講が確定します。理由としては、避難指示が発令されている場合、教職員も出勤せずに自宅待機や避難をしている可能性が高く、その場合に「避難指示の解除を確認する→教職員が出勤する→校内の安全確認を行い授業が実施できることを確認する」を実施するには相当な時間がかかることが見込まれるため、その日に開講する授業については全て休講としております。